

国立大学法人金沢大学後援名義使用取扱要項

(趣旨)

第1条 国立大学法人金沢大学（以下「本学」という。）の後援名義を使用させる場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(主催者)

第2条 本学の後援名義の使用は、次に掲げる団体に限り許可することができるものとする。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体及びその機関
- (3) 教育研究機関
- (4) 学術団体
- (5) 公益法人（宗教法人を除く。）
- (6) その他当該事業等の主催者として適切と認められるもの

2 後援名義を使用させることができる事業等は、前項に規定する団体等が実施する次に掲げるものであって、学長が適当と認めたものとする。

- (1) 事業等の目的が、教育、学術、文化又はスポーツの向上普及若しくは社会貢献に寄与するものであること。
- (2) 事業等が営利を目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
- (3) 事業等に特定の政治的・宗教的色彩を含まないこと。
- (4) 事業等が社会的な批判を受けるおそれがないこと。
- (5) 事業等のうち、講習会にあつては、その講師が事業等の目的にふさわしい者であること。
- (6) 事業等の実施に当たって、公衆衛生及び災害防止について、十分の措置が講ぜられていること。

(許可の申請)

第3条 本学の後援名義の使用許可を受けようとする者は、別紙様式に定める申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 事業等の目的、日時又は期間、場所その他の事業等の概要に関する書類
- (2) 申請団体等の寄付行為又は定款等、申請団体等の概要に関する書類

(許可条件)

第4条 学長は、使用許可に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請当時の事業等の計画に変更があつた場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業等を行うに当っては、原則として本学が経費を負担しないこと。

2 学長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ当該事業等に係る報告書の提出を求めることができる。

(許可の取消等)

第5条 学長は、許可を行った事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の許可を取り消すものとし、事業等の終了後にこれらの事由が発覚したときは、以後の許可は行わないものとする。

- (1) 許可の申請に虚偽があったとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。

(事務処理)

第6条 後援名義の使用許可に係る事務処理は、総務部総務課が行うものとする。

(準用)

第7条 部局長（金沢大学学則に規定するものをいう。）は、本要項の規定に準じて当該部局における後援名義の使用を許可することができる。

附 則

この要項は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年2月15日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年5月24日から実施する。

(別紙様式)

令和 年 月 日

国立大学法人金沢大学長 殿

申請団体名

代表者 役職・氏名

金沢大学後援名義の使用許可申請について

この度、下記事業等を主催するに当たり金沢大学後援名義の使用許可を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業等の名称	
2 事業等の目的 (金沢大学の後援等を必要とする理由について、事業等の目的との関連から分かるように記入すること。)	
3 事業等の期間	令和 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
4 事業等の場所	
5 金沢大学名義の使用期間 (事業等の開催期間に加え、新聞、ポスター等による広告を行うなどにより、金沢大学名義を使用する期間を記入すること。)	令和 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()

*添付すべき書類

- ・事業等の計画書、実施要領その他の事業等の概要に関する書類
- ・申請団体の寄付行為又は定款等、申請団体の概要に関する書類